

健康診断実施要領

一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。
提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（個人負担無し）

このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。

34 才以下の方も本人の拒否が無い限り 35 才以上項目のうち血液検査を実施する。また、希望制で 25 歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査及び子宮癌検査を、40 歳以上の被保険者に胃部検査を実施する。契約健診項目以外の追加は無しとする。二次検査判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。尚、腹囲測定は全年齢に実施する。

尚、本年度については新型コロナ感染の影響はない見通しですが、再拡大等により実施期間が集中して予約が取りづらくなったり、予約が取れなかったりするケースも想定されるため、状況によっては実施期間については本告知後に延長等の変更がある可能性がある。

<対象者>： 令和 5 年 4 月 30 日時点で被保険者である者

<実施期間（確定）>：

（予約受付） 令和 5 年 8 月—初旬—7 月 下旬 ～ 10 月 末日

（婦人科健診予約受付） 9 月 中旬 ～ 12 月 下旬

（受診期間） 令和 5 年 8 月 中旬 ～ 11 月 末日

（婦人科健診受診期間） ～ 令和 6 年 1 月 末日

<実施方法>

1. 巡回健診：巡回健診希望事業所に対し実施

WCC 指定の受診票を使用

※巡回は 50 名～100 名以上の事業所より対象（基本）。会場面積 80 平米以上。

レントゲン車：縦 9m、横 2.5m、高さ 3.15m

2. 通院健診：巡回健診希望事業所以外の勤務者

<受診案内発送>

- 1、巡回健診：受診案内をW C Cから自宅に送付
受診当日に案内を持参し受診する。
※乳癌検査・子宮癌検査及は巡回健診終了後、後日送付される案内に従って
各自で予約をし、受診する。
- 2、通院健診：受診案内をW C Cから自宅に送付
各自で予約（人事が取り纏め予約も可）
予約完了後、受診表をW C Cから自宅に送付
指定機関に受診表持参の上受診
※巡回用と通院用の受診票は別。

<検査項目>

事業主が労働安全衛生法に基づき行う定期 健診項目（事業主負担）	保健事業として健康保険組合が行う生活 習慣病予防健診項目（組合負担）
既往歴及び業務歴の調査 対象：全被保険者	
自覚症状及び他覚症状の有無の調査 対象：全被保険者	ライフスタイル問診 対象：全被保険者
医師診察 対象：全被保険者	
身長、体重、視力、聴力の検査・体組成検査 対象：全被保険者	
胸部エックス線検査 対象：全被保険者	
血圧の測定 対象：全被保険者	
貧血検査（赤血球数、血色素量） 肝機能検査（G O T , G P T , r - G T P） 血中脂質検査（総コレステロール、H D L コレス テロール、中性脂肪、L D L コレステロール） 血糖検査（糖尿病検査） 対象：35 歳及び 40 歳以上の被保険者	法定健診対象年齢者以外の被保険者 （34 歳以下及び 36 歳～39 歳）

尿検査（尿中の糖及び淡白の有無検査） 対象：全被保険者	
心電図検査 対象：全被保険者	
	乳癌検査※25 歳以上の女性希望者 乳腺超音波検査又はマンモグラフィー
	子宮癌検査※25 歳以上の希望者 医師採取方式
腹囲測定 対象：40 歳以上の被保険者	胃部検査※40 歳以上の希望者 対象：左記以外の被保険者

<結果報告>

- * 個人通知（健康診断レポート）については受診した医療機関より
受診対象者データ上の個人宅宛若しくは実家に発送する。
- * 健診結果集計票・受診一覧・要管理一覧・二次一覧・その他健診関連データについては事業主と健康保険組合がそれぞれ保管・共有する。
- * 労基署提出用健康診断結果報告書（法令用紙）は健診終了後、3 月末までに事業主から所轄の労働基準監督署に提出する。
- * WCC は健診結果の統計表作成し、事業主と健康保険組合に提出する。

以上